

1. 議事日程

〔令和8年第2回安芸高田市議会6月定例会第1日目〕

令和8年6月11日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 同意第3号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について
日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について
【令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）】
日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について
【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】
日程第6 承認第4号 専決処分した事件の承認について
【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】
日程第7 議案第38号 安芸高田市まち・ひと・しごと創生基金条例の一部を改正する条例
日程第8 議案第41号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第9 議案第40号 安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第10 議案第43号 令和8年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第44号 令和8年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第45号 令和8年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第39号 安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
日程第14 議案第42号 工事請負契約の締結について（向原小学校大規模改修工事）

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	益 田 一 磨	2番	佐々木 智 之
3番	熊 高 慎 二	4番	浅 枝 久美子
5番	小 松 かすみ	6番	南 澤 克 彦
7番	山 本 数 博	8番	新 田 和 明
9番	山 根 温 子	10番	児 玉 史 則

11番	大 下 正 幸	12番	熊 高 昌 三
13番	宍 戸 邦 夫	14番	金 行 哲 昭
15番	秋 田 雅 朝	16番	石 飛 慶 久

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

11番	大 下 正 幸	12番	熊 高 昌 三
-----	---------	-----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
教 育 長	猪 掛 公 詩	総 務 部 長	新 谷 洋 子
総務部政策統括官	佐々木 満 朗	危機管理監	神 田 正 広
企 画 部 長	黒 田 貢 一	市 民 部 長	北 森 智 視
福祉保健部長兼福祉事務所長	高 下 正 晴	産 業 部 長	小 櫻 静 樹
建 設 部 長	佐々木 宏	消 防 長	吉 川 真 治
教 育 次 長	森 岡 和 子	企 画 部 次 長	小 林 崇 文
総 務 課 長	玉 井 郁 生	財 政 課 長	塚 本 真 樹
政策企画課長	松 田 祐 生		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	井 上 和 志	事 務 局 次 長	國 岡 浩 祐
総 務 係 長	宗 近 弘 美	主 任 主 事	波多野 奈 美

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ○ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

午前10時00分 開会

○石 飛 議 長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回安芸高田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。
井上事務局長。

○井上事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営の状況説明書について2件の報告がありました。
第3点、市長より、令和7年度安芸高田市一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書についての報告がありました。
第4点、市長より、令和7年度安芸高田市下水道事業会計予算の建設改良費繰越についての報告がありました。
第5点、市長より、議会の委任による専決処分事項について3件の報告がありました。
第6点、市長より、私債権の放棄について1件の報告がありました。
第7点、市長より、安芸高田市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更についての報告がありました。
第8点、監査委員より、令和8年2月、3月及び4月分の例月出納検査の報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。

以上で、諸般の報告を終わります。
○石 飛 議 長 以上で、諸般の報告を終わります。
~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○石 飛 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、11番大下議員及び12番 熊高議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○石 飛 議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めま

す。

大下議会運営委員長。

○大下議会運営委員長

おはようございます。

令和8年第2回定例会の運営につきまして、5月11日及び6月1日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から6月29日までの19日間といたしました。

議事の都合により、6月12日から15日、6月19日から28日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、同意1件、承認3件、議案8件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第38号と第41号の2件は総務文教常任委員会へ、議案第40号は産業厚生常任委員会へ、議案第43号から第45号の3件は予算決算常任委員会へそれぞれ付託することといたしました。

同意1件、承認3件、議案第39号及び第42号の2件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

次に、一般質問の取扱いについては、14名からの通告でしたので、通告順に6月16日を7名、6月17日を7名といたします。

以上で報告を終わります。

○石 飛 議 長

お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は19日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長

異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 同意第3号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について

○石 飛 議 長

日程第3、同意第3号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

皆さんおはようございます。先ほどは本定例会の会期を本日から6月29日までの19日間ということを決定いただきました。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、同意第3号の提案理由について御説明申し上げます。

本案は、令和8年6月14日で任期満了となる増田京一さんを引き続き選任していただきたいとするもので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なし)

- 石 飛 議 長 異議なしと認め、質疑・討論及び委員会付託を省略いたします。  
これより同意第3号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意についての件」を起立により採決いたします。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

~~~~~○~~~~~

- 石 飛 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
本件について、これを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

- 石 飛 議 長 起立多数であります。  
よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について【令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）】

- 石 飛 議 長 日程第4、承認第2号「専決処分した事件の承認について【令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）】」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
藤本市長。

- 藤 本 市 長 本件は、市税還付金に伴う費用を既定の歳入歳出の総額にそれぞれ追加したものです。
地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月24日付で専決処分しましたので、承認を求めます。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
黒田企画部長。

- 黒田企画部長 それでは、専決処分した令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）の要点を説明します。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,100万円を追加し、予算の総額を208億1,132万4,000円としたものです。

これは、市内企業から過年度の法人市民税について、修正及び更正請求があり、法人市民税額の還付金が発生したもので、還付加算金も発生するため、早急に還付事務を進める必要があり、緊急を要したため3月24日付で専決処分いたしました。

10ページ、11ページをお開きください。

歳入ですが、19款の繰入金は財政調整基金繰入金で2,100万円の増額です。

続いて、13ページをお開きください。

歳出ですが、説明欄、諸費経費は市税還付金を計上したものです。

以上で要点の説明を終わります。

○石 飛 議 長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

質疑がありますので、12番、熊高議員。

○熊高(昌)議員 結果は分かったんですが、発生した要因をもう少し詳細にお知らせいただきたいんですけど。

○石 飛 議 長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

北森市民部長。

○北森市民部長 これにつきましては、先ほどもありましたとおり、法人のほうから修正及び更正請求があり、税額の修正をいたした結果、過大に納付されていた市税分の還付が必要となり、還付に対して不足する予算額を補正予算で計上し、専決処分をさせていただきました。

経緯につきましては、過去5年間分について修正及び更正の請求があったものであります。対象法人は1法人で、約2,578万円程度の還付が発生したというところで、それがこちらのほうが把握しましたのが3月下旬ということで、緊急的に専決処分でさせていただいたところです。

以上になります。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(昌)議員 市のほうで気づいたというよりか、相手方からそういう申出があって初めて発生が判明したというふうに受け止めてよろしいですか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

北森市民部長。

○北森市民部長 これは国のほうの法人税のほうが基となっておりますので、そういったところからの通知を基に市のほうで計算をし直すという形になっておりますので、その通知に基づいてこちらのほうが把握したということでございます。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤議員。

○南 澤 議 員 専決の理由が還付加算金が発生するためというようなことだったと思うんですけども、今回2,100万円余り、補正で出てきているわけですが、このうち還付加算金の部分というのはどの程度になるんでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

- 北森市民部長。
- 北森市民部長 今回のケースにつきまして、還付加算金は73万円となっております。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 石 飛 議 長 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結いたします。
お諮りします。
本案は、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
(異議なし)
- 石 飛 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)
- 石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。
これより承認第2号「専決処分した事件の承認について【令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）】」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
~~~~~○~~~~~
- 日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】
- 石 飛 議 長 日程第5、承認第3号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日から施行となったことに伴い、税条例の一部を改正したものです。  
地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日付で専決処分をしましたので、承認を求めます。  
御審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 石 飛 議 長 この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
北森市民部長。
- 北森市民部長 承認第3号の要点の説明をします。  
説明資料を御覧ください。  
このたびの改正は、令和8年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備を行ったものです。

主な改正点について記載をしています。

初めに、市民税関係です。

給与所得控除額の引上げ及び扶養親族等に係る所得要件の引上げです。

所得税において、物価上昇に連動して、基礎控除等を見直す仕組みが創設されることに伴い、個人住民税においても給与所得控除の最低保証額が65万円から69万円へ引上げとなります。

さらに、2年間の時限措置として、令和9年度分、令和10年度分に限り最低保証額が5万円引上げの74万円となります。

また、給与所得控除の見直しに合わせ、同一生計配偶者、扶養親族の前年合計所得金額要件についても58万円以下から62万円以下へ引き上げる見直しがされました。

これらにつきましては、令和9年度から適用されます。

次に、軽自動車税関係で、環境性能割の廃止です。

自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、環境性能割を廃止します。環境性能割の廃止に伴い、括りが必要なくなるため、軽自動車税種別割が軽自動車税に名称変更となります。

なお、この環境性能割廃止による減収分につきましては、地方特例交付金によって全額が補填されることとなっております。

改正条例の施行日は令和8年4月1日です。

次に、固定資産税関係で、固定資産税の免税点の見直しです。

固定資産税が賦課されない免税点基準を、家屋については20万円から30万円に、償却資産については150万円から180万円に見直しされます。土地については、近年都市部では地価が上昇傾向にあります。周辺部の多くの地域で地価が下落しているため、免税点基準を引き上げる必要性が低いと判断され、据置きとなりました。

これらにつきましては、令和9年度から適用されます。

説明は以上です。

○石 飛 議 長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長

討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。



これより、承認第3号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 承認第4号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】

○石 飛 議 長 日程第6、承認第4号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 本件は、地方税法施行令の一部改正が令和8年4月1日から施行となったことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正したものです。
地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日付で専決処分をしましたので、承認を求めます。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
北森市民部長。

○北森市民部長 承認第4号の要点の説明をします。
説明資料を御覧ください。

このたびの改正は、地方税法施行令の一部改正に伴い、保険税負担の公平性の確保及び中間所得者層の負担軽減を図る観点から、医療給付費分の課税限度額を引き上げ、併せて低所得者の軽減判定所得額の基準を引き上げます。

また、子ども・子育て支援金制度創設に伴い、国民健康保険税の賦課項目に新たに子ども・子育て支援納付金課税額を設定するものです。

主な改正点について記載をしています。

第2条は、国民健康保険税の課税額に関する規定です。

世帯主及びその世帯の被保険者について算定した医療給付費分課税額の課税限度額を66万円から67万円に引き上げます。

また、新設の子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額は3万円とします。

次に、第9条の4から第9条の7までは、子ども・子育て支援納付金課税額についての規定です。

新制度のため、県が示した標準保険料率を採用し、所得割は0.28%、均等割は1,247円、平等割は772円、18歳以上均等割は45円とします。

最後に、第23条は、低所得者に対する国民健康保険税の減額について

の規定です。

計算により減額して得た額が課税限度額を超える場合、第2条と同様に、改正後において医療給付費分課税限度額を67万円、子ども・子育て支援納付金課税限度額を3万円にするというものです。

また、軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を5割軽減は31万円に、2割軽減は57万円にそれぞれ引き上げ、新たに子ども・子育て支援納付金課税額の18歳未満被保険者に賦課する均等割額の減額を追加します。

施行期日はいずれも令和8年4月1日です。

以上で説明を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、承認第4号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第38号 安芸高田市まち・ひと・しごと創生基金条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第41号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長 日程第7、議案第38号「安芸高田市まち・ひと・しごと創生基金条例の一部を改正する条例」の件、及び日程第8、議案第41号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 議案第38号は、地域再生法に基づく地域再生計画が第2期安芸高田市の未来につなげるプロジェクトへと移行したことに伴い、基金への積立てに関する規定及び基金の処分に関する規定について、所要の改正を行うものです。

議案第41号は、社会体育施設のうち、高宮町の旧来原小学校グラウンド及び体育館を用途廃止するため、所要の改正を行うものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石飛議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

新田議員。

○新田議員 議案第38号について、質疑をさせていただきます。

第6条のところの安心して住み続けられる環境をつくる事業、それから、その下等々なっているんですけど、左側のところの若者という言葉が、この辺をもう一回説明をいただきたいと思うんですが、どう変わったのかというのをもうちょっと詳しく説明いただきたいと思うんですが。

○石飛議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

黒田企画部長。

○黒田企画部長 今回の改正につきましては、企業版ふるさと納税の受入れに関するものでございまして、安芸高田市の第3次総合計画の改定に伴って、その整合を図るものでございます。

第2期の重点プロジェクトにおきましては、先ほど申し上げました、安心して住み続けられる環境づくりと、以下4つの項目で企業版ふるさと納税の充当事業としておりましたけれども、今回の重点プロジェクトにおきましては、①の若者に選ばれるまちづくり事業以下4つに総合計画内の重点プロジェクトが変更になりましたので、変更するものです。

内容につきましては、全ての事業が網羅できる形で総合計画を策定しておりますので、基金の受入れは十分可能であるということになります。以上です。

○石飛議長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 若者というところで、私、若者の定義というのがもうちょっと詳しくされていたほうが、条例改正なので、そっちの方向性がいまいかなと思って考えたんですけど、何か市のほうでこの若者の定義とあればまたちょっと御説明いただけますでしょうか。

○石飛議長 答弁を求めます。

黒田企画部長。

○黒田企画部長 若者の定義につきましては、小さいお子様から大人までといえますか、そういったところの定義になりますけれども、リーディングプロジェクト

ト内では若者が選ばれるまちづくりということで、主に移住・定住をする方、安芸高田市に移住・定住するという一方で、18歳以上で安芸高田市に移住を希望される方が若者の定義となっております。

以上です。

○石 飛 議 長 新田議員。

○新 田 議 員 今のかなり細かく絞り込みながらされている自治体が多いかなと思うんですね。特に、例えばUターンの目的として、何歳から何歳までをこの町は攻めていこうとか、ああいうところは具体的に合ったほうが、見られる方にとっても安芸高田市はここを目指しているんだなということがより分かりやすいのかなと思ってこの質疑をしたんですが、何かあれば答弁をお願いします。

○石 飛 議 長 黒田企画部長。

○黒田企画部長 若者に選ばれるまちづくりということで、一応基本目標の方針としては、子育てするなら安芸高田市、働くなら安芸高田市と市内外の人々が安芸高田市に住んでよかったと実感できるまちづくりというところを若者の定義とさせていただいております。

そのほか、基本目標で第二のふるさとづくり、帰ってきたくなる学びのまちづくり、自助・公助・共助のまちづくりというふうに4つの基本目標がございますが、それぞれの基本目標の中で、そういったターゲットを絞って重点的なプロジェクトを進めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託して審査することにいたします。

日程第9 議案第40号 安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長 日程第9、議案第40号「安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 本案は、附属機関として観光振興計画策定委員会の設置やそれに伴う非常勤職員の追加を行うため、所要の改正を行うものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

益田議員。

○益 田 議 員 議案第40号について伺います。

観光振興計画策定委員会について、委員会の基本的な構成を確認したいと思ひまして、委員の人数、学識経験者と一般の内訳の部分ですとか、併せて令和8年度における開催回数、開催頻度の見込みあたり、補正で20万7,000円ついているかと思うので、そこについてちょっと伺いたいと思ひます。

○石 飛 議 長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 委員の構成ですけれども、学識経験者が1名、委員が8名で計3回の開催を予定しております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 次に、委員会の担当事務のところ、担任されるのがいわゆる観光振興計画の策定だけでなく、進捗について調査、審議することとなっているかと思ひます。この進捗について、調査、審議することというのがいわゆる策定後に、K P I とか、実績値とか、策の実施状況を確認して、改善の方向性とかを審議するというようなところまで含むのか、ここの調査の数値自体はコンサルになるのかもしれませんが、委員会自体がどこまでになるのかとか、概要の整理をちょっと伺いたいと思ひます。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 ちょっと詳しいことについては今後になると思ひますけれど、今考えておるのは、総合計画との計画期間がずれておりますので、そこらの調整というのは途中に進捗管理をしながら合わせていく必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

日程第10 議案第43号 令和8年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第44号 令和8年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第45号 令和8年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○石 飛 議 長 日程第10、議案第43号「令和8年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の件から日程第12、議案第45号「令和8年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）」の件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 議案第43号は、道路交通法改正対応に伴う市道道路維持費用の増額や、最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付に伴う費用の増額等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加をするものです。

議案第44号は、子ども・子育て支援法改正に伴うシステム改修費用の増額等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加をするものです。

議案第45号は、介護保険法施行規則の一部改正に伴うシステム改修費用の増額等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加をするものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより本案3件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了いたします。

本案3件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第39号 安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長 日程第13、議案第39号「安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 本案は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特定在留カード等の利便性向上を図るため、所要の改正を行うものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

北森市民部長。

○北森市民部長 議案第39号の要点の説明をします。

説明資料を御覧ください。

改正の趣旨です。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法等の法律が改正され、日本に在留する外国人で希望する方は在留カード、または特別永住者証明書と個人番号カードを一体化した特定在留カード、または、特定特別永住者証明書の交付申請ができることとなりました。

これまでは個人番号カードの機能を持つカードは個人番号カードのみでしたが、この法令改正に伴い、特定在留カードと特定特別永住者証明書が新たに追加され3種類となります。

これを受けて、個人番号カードだけでなく、追加された特定在留カード等を利用してコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書の交付申請ができるよう、所要の改正を行うものです。

改正内容は、該当する条文において、個人番号カードと同様に特定在留カード、特定特別永住者証明書の電子証明書を利用可能とするよう改正します。

施行期日は交付の日です。

説明は以上です。

○石 飛 議 長 以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

新田議員。

○新 田 議 員 外国人にとってはすごくいい形に変えられたなという形で評価しているんですが、周知のほうはどういうふうにされるのか、安芸高田市内に恐らく1,200人以上いらっしゃるかなと思われるんですけども、そういった方々にどのような形で周知されるのかということを一点伺います。

○石 飛 議 長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

北森市民部長。

○北森市民部長 周知のほうにつきましては、ホームページ、広報誌等、そういった市の媒体を活用していきたいと思っておりますけれども、また、人権多文化共生推進課等とも連携をした上で、相談等がありましたら丁寧な説明等をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤議員。

○南 澤 議 員 この度の条例改正によって、システムというか、使えるカードが増えるということで、これに伴って予算的な措置というのは何か発生するのか、この辺りのことについてお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

北森市民部長。

○北森市民部長 現在のところは、予算措置のほうはしておりません。発生をするというふうには認識しておりません。

- 以上です。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 石 飛 議 長 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結いたします。
お諮りします。
本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
(異議なし)
- 石 飛 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)
- 石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。
これより議案第39号「安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第42号 工事請負契約の締結について（向原小学校大規模改修工事）

- 石 飛 議 長 日程第14、議案第42号「工事請負契約の締結について」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 本案は、向原小学校大規模改修工事の工事請負契約を締結することについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。  
御審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
森岡教育次長。
- 森岡教育次長 議案第42号の要点の説明をします。  
契約の目的は、向原小学校大規模改修工事です。  
契約の方法は、事後審査型一般競争入札で、契約金額は1億7,215万円、契約の相手方は株式会社和田組です。  
続いて、説明資料を御覧ください。  
工事の目的と建物概要ですが、築47年が経過した安芸高田市向原小学校は、老朽化が進んでおり、本改修工事を行うことで児童及び教職員が



安心して快適な学校生活を送れるようにするものです。

工期は2026年11月30日までとしております。

入札経過ですが、契約方法及び仮契約締結までの経過は記載のとおりです。

主な改修内容ですが、ガラス断熱コーティングによる断熱対策や照明器具のLED化による省エネ対策、また、汚れが目立ち劣化している外壁を補修することによる防災機能の強化やフローリング、ロッカーといった内装の改修、給排水設備の改修を児童の安全対策を図りながら実施します。

原材料費の高騰や資材調達の難しさなど、厳しい状況もありますが、請負業者と連携を図りながら早期の対応や効率的な施工に努め、対応していきたいと考えています。

以上で説明を終わります。

○石 飛 議 長      以上で、要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
金行議員。

○金 行 議 員      1点お聞きします。  
この入札は何件ありましたか。

○石 飛 議 長      答弁を求めます。  
森岡教育次長。

○森岡教育次長      一般競争入札に対し、応札者は1者です。

○石 飛 議 長      答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
南澤議員。

○南 澤 議 員      現場を見せていただいて、状況はよく分かって、ぜひ進めていただきたいなというふうに思うんですけども、先ほど説明の中にもありました、資材の高騰であったり、品不足だったりとということが建設現場ではかなり深刻に言われているなというふうに思っております。特に、LED灯、給排水の配管について品不足が言われているんですけども、工期が11月末までということで、ここまです間に合わなかった場合も想定されるのかなというふうに思うんですが、その際の対応について伺いたしたいと思います。

○森岡教育次長      応札に当たりましては、おおむねの見込みをもって応札いただいているものと判断をしております。

しかしながら、現在の状況は世界的な規模で見通しがつきにくい状況も起きておりますので、そういった場合にはしっかりと協議を行い、工期の延長も視野に入れ、適切に進めてまいりたいと考えております。

○石 飛 議 長      答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
熊高議員。

- 熊高(昌)議員 入札の経過のところ、入札日が5月14日、15日とありますが、この2日間で入札をしたということなんですか、この2日間という意味を説明いただきたいことと、今、同僚議員からもあったように、資材の高騰、あるいは調達が難しいという状況の中で、改修内容が6つ書いてありますけども、そういった状況の中で、もしそういった状況が厳しいときには、優先順位とかいうのは決めていこうとしておられるのか、確認したいんですけど。
- 石 飛 議 長 森岡教育次長。
- 森岡教育次長 入札日に関しましては14日と15日としております。  
次の資材が搬入しにくい場合の優先順位についてですが、その場合は、業者と連携を行い、都度、工程会議等により計画を進めていきたいと考えております。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
12番 熊高議員。
- 熊高(昌)議員 入札について、その仕組みが、最近の状況はちょっとよく分からないので、2日間というのは電子入札等で2日間の中で受けたために2日間という表現なのかということです。  
それと、改修内容については、請負業者と協議をするということですが、教育委員会として何を優先するのかとかいうのを決めていかれるのかどうかという意味合いで確認したいと思います。
- 石 飛 議 長 森岡教育次長。
- 森岡教育次長 資材の搬入状況というのもございますが、まずは児童、教職員の安全を第一に考えております。工事の実施に当たりましては、夏休み期間の利用でありましたり、そういった状況も考えながら、学校とも連携をし、工事を進めてまいりたいと考えております。
- 石 飛 議 長 黒田企画部長。
- 黒田企画部長 入札の受付期間が2日間あるということで、14、15日の期間中に応札いただくということでございます。開札は1日で行うということでございます。  
以上です。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
熊高議員。
- 熊高(昌)議員 資材の入荷状況とか、高騰の状況とか、そういったものを含めて、施工者と協議をするということでしょうけども、今、言われたように、職員とか子どもたちの安全を守るため、健康管理をするためということなので、どれが資材が入手しにくいのか、あるいは高騰のためにそのやり取りというのが必要なのかということも含めて当然あると思いますけども、教育委員会として、例えば1番の断熱効果、そういったものは11月の工期ですけども、優先してやるんだとか、そういったお考えがある

かないかということをお聞きしたんですけども、そういった優先順位を含めて施工者と協議をしていくのかという確認です。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

森岡教育次長。

○森岡教育次長 資材の搬入状況や学校の状況、優先順位をしっかりと定めて計画的に実施していきたいと考えております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。  
お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。  
これより議案第42号「工事請負契約の締結について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
次回は、6月16日午前10時に再開いたします。  
本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時58分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員